

■申告会場の日程

受付時間	全会場共通 午前9時～11時 午後1時～4時							
会 場	合志庁舎	泉ヶ丘支所	西合志庁舎		須屋市民センター			
	地区名	地区名	地区名		地区名			
			午前	午後	午前	午後		
2月16日(月)	出分 新古閑 上古閑 御領				榎ノ本	黒石九州沖縄農研		
2月17日(火)	野付 横町 竹迫住宅 合志中央団地				東須屋	南陽		
2月18日(水)	上町 日向 新迫 下町				新開	新開 陽光台		
2月19日(木)	二子 油古閑 原口 原口下				県営住宅 堀川 南須屋	須屋		
2月20日(金)	上庄				西須屋団地	須屋		
2月23日(月)	平島 鹿水 栄住宅 山下団地				須屋			
2月24日(火)	新栄温泉団地 中林 後川辺 栄温泉団地				上須屋			
2月25日(水)	2 / 25～3 / 6 の間は合志庁舎で の受け付けはして いません。	群 桜路 桜和の丘			上須屋	黒石団地		
2月26日(木)		黒石原 西沖住宅			黒石団地			
2月27日(金)		泉ヶ丘			御代志	御代志 南原住宅	須屋市民センター の駐車場は、建物 右奥のグラウンド をご利用ください。	
3月2日(月)		雇用促進住宅 笹原			若原			
3月3日(火)		すずかけ台			大池 東大池	木原野 ユトリック団地		
3月4日(水)		沖野台 永江団地			外園 湯之端 くぬぎヶ丘団地	中尾 芝原 東		
3月5日(木)		武蔵野台			城 上生 北	本村 辻		
3月6日(金)	杉並台 ポレスター光の森	小合志 小池	高木 江良 合生住宅					
3月9日(月)	地区指定なし受付		灰塚 黒松 辻久保	弘生 生坪 立割 桑木鶴団地				
3月10日(火)			地区指定なし受付					
3月11日(水)								
3月12日(木)								
3月13日(金)								
3月16日(月)								

■市の申告会場に関する注意事項

- 合志庁舎では2月25日(水)から3月6日(金)まで受け付けできません。
- 決められた時間以外での受け付けはできません。時間まで番号順にお待ちいただきます。
- 申告はできるだけ地区指定日をお願いします。地区指定なしで受け付けを行なう日は毎年大変混雑し、長時間お待たせする場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。
- 申告会場は全て午前8時30分頃に開場し、番号札も同じ時間から用意しますのでご注意ください。

■市の申告会場では受け付けることができない申告

- 以下については税務署での申告をお願いします。
 - 青色申告、消費税、贈与税の申告
 - 譲渡所得の申告
 - 免税牛所得がある場合の申告
 - 配当、FX取引などによる所得がある場合の申告
 - 先物取引所得がある場合の申告
 - 住宅借入金等特別控除で、住宅取得に際し贈与を受けた場合の申告
- ※詳しくは税務署にお問い合わせください。

確定申告・市県民税申告はお早めに 2月16日(月)～ 3月16日(月)

平成26年分の所得税の確定申告は2月16日(月)から3月16日(月)までです。例年、申告期限前は窓口が混雑しますので、申告が必要な人は必要書類などを事前に確認し、余裕を持ってお早めに申告を行なってください。なお、確定申告期間中、市役所では申告会場を開設しています。

■確定申告が必要な人

- ・2カ所以上の事業所からの給与がある人
- ・給与以外の所得が20万円を超える人
- ・土地や建物などの譲渡所得がある人
- ・生命保険(死亡・満期)受け取りによる所得がある人
- ・給与収入が2千万円を超える人

■市県民税申告が必要な人

- 平成27年1月1日現在で本市に住所があり次に該当する人
 - ・平成26年中、所得税はかからないが、何らかの収入があった人
 - ・平成26年中に収入がなかった人
 - ・障害年金や遺族年金、傷病手当のみの給付を受けている人
 - ・市外の人(単身赴任などの人)の扶養となっている人など
- ※確定申告書を税務署に提出する人、給与所得のみで職場の年末調整が済んだ人、市内に住所のある親族の扶養になっている人は除きます。

■申告をしないまましていると

平成26年中の所得の確定ができないため、保育園入園・公営住宅入居などの手続きに必要な市県民税の各種証明書が発行できなくなることがあります。また、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の適正な算定ができません。

菊池税務署からのお知らせ

■確定申告受付日程(菊池税務署)

期 間	2月16日(月)～3月16日(月)(土・日を除く)
時 間	午前9時～午後4時
会 場	菊池税務署 〒861-1393 菊池市限府874-1
問い合わせ先	菊池税務署(代表・総務課) ☎0968-25-2121

- ・贈与税の申告 3月16日(月)まで
- ・消費税の申告 3月31日(火)まで

■無料相談会

南九州税理士会菊池支部による無料相談会を実施します。

期 間	2月9日(月)～13日(金)(土・日・祝日を除く)
場 所	菊池税務署

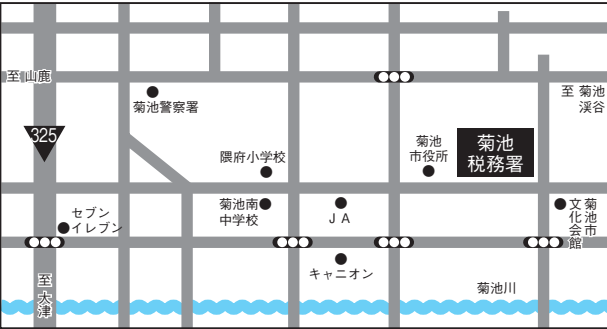
- 確定申告書は国税庁ホームページで作成できます
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書を自宅で作成することができます。作成した申告書などのデータは国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して送信できます。また、印刷した申告書は税務署に直接郵送または持参することができます。
国税庁 <http://www.nta.go.jp>
e-Tax <http://www.e-tax.nta.go.jp>

■申告に必要な主なもの

- ①収入・経費について
 - ・給与や公的年金の源泉徴収票、支払調書(原本)
 - ・農業、営業、不動産などの所得がある人は収支内訳書(収入金額と必要経費を記載したもの)
- ②控除について
 - ・社会保険料控除証明書(国民年金、任意継続保険など)
 - ・保険料などの控除証明書(生命保険・個人年金・地震保険)
 - ・身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など(障害者控除を申告する人)
 - ・医療費控除関係(領収書(原本)、高額療養費や保険会社からの給付金額が分かるもの)

※あらかじめ領収書の金額を申告する人ごとに集計を済ませておいてください。
- ③その他
 - ・印鑑(認印で可)
 - ・本人名義の口座番号が分かるもの(通帳など)
 - ・税務署から申告書が送付されている人はその申告書

菊池税務署案内図



年金所得者の確定申告について

- 公的年金などの収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となっています。※ただし、この場合であっても
- ①医療費控除などによる所得税の還付を受けるには、確定申告書を提出する必要があります。
- ②市県民税の申告が必要な場合があります。(社会保険料控除などを受ける場合など)
詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。菊池税務署にお問い合わせください。

●問い合わせ先 税務課(合志庁舎) ☎248-1114